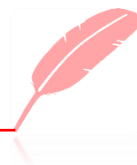




# 地域から孤立をなくそう

～ みんなが社会の一員として包み支えあうしくみづくり ～

## 赤い羽根共同募金・地域生活支援公募配分のご案内



平成25年度に「地域から孤立をなくそう～みんなが社会の一員として包み支えあうしくみづくり～」が共同募金の全国共通助成テーマとして掲げられ、本県ではこのテーマに沿った公募配分を行ってまいりました。

「地域共生社会の実現」に向けて、地域で支え合う仕組みづくりや様々な福祉課題・生活課題の解決等を図るため、赤い羽根共同募金は、より地域に根ざした運動へと変革することが求められています。

本年度も引き続き、この全国共通テーマによる公募配分を実施しますので、配分を希望される団体は、所定の申請書を期日までにご提出ください。

### 1 配分対象事業及び配分対象団体

#### (1) 孤立をなくす地域住民による包み支えあい体制の組織化事業

社会福祉協議会が地域住民による包み支えあい体制の組織化を目的として取り組む新たな事業とし、市町村内の特定の地域でモデル的に取り組む事業も対象とします。

#### (2) 孤立をなくす地域住民による包み支えあい活動

会の事業目的を明記した会則等を有する非営利団体で、概ね1年以上の会の活動実績を有する次の団体が地域住民とともに行う、包み支えあい活動とします。

・住民組織団体（地区社協、自治会（連合会を含む）、ボランティアグループ、NPO団体）で、社会福祉協議会の推薦を受けた団体とします。

※ 次頁の「配分対象事業例示」を参考にしてください。

### 2 助成対象となる活動の期間

令和2(2020)年4月から1年以内の間に行う事業（令和2(2020)年度実施事業）

### 3 配分額

(1)については、配分対象事業に直接必要とする経費（管理運営費は対象外）の75%以内とし、配分額は1団体30万円を限度とします。

(2)については、配分対象事業に直接必要とする経費（管理運営費は対象外）とし、配分額は1団体5万円を限度とします。

## 4 申請受付期間

受付期間：令和元(2019)年9月2日(月)～11月20日(水)

## 5 申請書の入手及び提出先

- 申請書は、地元の市町村共同募金委員会（支会）でお渡ししています。  
市町村共同募金委員会（支会）は社会福祉協議会内にあります。
- 配分を希望する場合は、提出期限までに地元の市町村共同募金委員会（支会）に申請書を提出してください。(2)については、市町村社会福祉協議会の推薦書を添付してください。
- 長野県共同募金会ホームページからも申請書をダウンロードできます。  
<https://www.akaihane-nagano.or.jp/>



### ■配分対象事業例示

#### ※1：地域で孤立するおそれのある人の例

ひとり親家庭、障害のある人、薬物依存症の人、DV被害者、不登校、ニート、ひきこもり、ホームレス、経済的困窮者、独居高齢者、介護者、被災避難者、地域に暮らす外国人など

#### ※2：孤立をなくすためのしくみづくり及び活動の例

- ・しくみづくりの例…専門機関による地域での孤立を発見するための相談支援事業、地域で孤立状態にある人たちの調査活動、孤立をなくす啓発事業、孤立状態の人たちのネットワークづくり、地域で孤立している人を支えるための関係機関のネットワークづくりなど
- ・活動の例…こどもの居場所づくり(こども食堂等)、いじめやひきこもりに対応した地域でのサロン活動、経済的困窮者の中間的就労のための事業、障害がある人の就労の場づくり、DV被害者のシェルター運営、不登校の子どものフリースクール、ひきこもりの人たちの居場所づくり、ホームレスへの支援、災害広域避難者への支援、在住外国人の支援、家族介護者の支援など

